

# ポケット六法 令和四年版

## 有効な改正前規定

### 「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和三年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうのです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和四年四月二日から令和五年三月三十一日まで施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和五年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和三年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和四・五・一八までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和三年一〇月一日

有斐閣六法編集室

### 凡 例

〔内容現在 令和三年一〇月一日〕  
〔掲載内容〕ポケット六法令和四年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。  
〔掲載期日の範囲〕令和四年四月二日から令和五年三月三十一日まで（令和五年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）  
〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。  
〔改正法一覽〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。  
〔施行日決定一覽〕ポケット六法基準日（令和三年九月一日）から同年一〇月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

### 施行日決定一覽

法 令 名	施 行 期 日	施 行 期 日 を 定 め た 法 令
労働者協同組合法（令和二法七〇）附則第一条	令和四・〇・一	令和三・九・一〇政・五二
特許法等の一部を改正する法律（令和三法四二）附則第一条本文及び第三号	附則第一条本文につき令和四・四・一、同条第三号につき令和三・一〇・一	令和三・九・二七政・五六
育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令三法五八）附則第一条第三号	令和四・一〇・一	令和三・九・二七政・六七

有斐閣六法編集室

## 目次

## 公 法

○個人情報保護に関する法律(平成一五 法五七)……………	三
○裁判所法(昭和二三法五九)……………	一〇
○弁護士法(昭和二四法〇五)……………	一〇
○司法試験法(昭和二四法一四〇)……………	一一
○内閣法(昭和二三法五)……………	一一
○内閣府設置法(平成二二法八九)……………	一一
○地方自治法(昭和二三法六七)……………	一一
○公文書等の管理に関する法律(平成二二 法六六)……………	一一
○行政機関の保有する情報の公開に関す る法律(平成二二法四二)……………	一二
○情報公開・個人情報保護審査会設置法 (平成一五法六〇)……………	一二
○道路交通法(昭和三五法〇五)……………	一三

## 民 事 法

○一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律(平成一八法四八)……………	一五
○不動産登記法(平成一六法二二三)……………	一五
○遺失物法(平成一八法七三)……………	一五
○特定商取引に関する法律(昭和五一法五 七)……………	一六
○借地借家法(平成三三法九〇)……………	一九
○信託法(平成一八法一〇八)……………	一九

## 刑 事 法

○戸籍法(昭和二三法二二四)……………	二〇
○会社法(平成一七法八六)……………	二二
○商業登記法(昭和三八法二二五)……………	二二

## 社 会 法

○刑事訴訟法(昭和二三法二三一)……………	二三
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に 関する法律(平成一七法五〇)……………	二三
○育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三三法七六)……………	二三
○公益通報者保護法(平成一六法一二二)……………	二四
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及 び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六〇法八八)……………	二五

## 産 業 法

○金融商品取引法(昭和二三法二五)……………	二六
○商標法(昭和三四法一二七)……………	二六
○著作権法(昭和四五法四八)……………	二六

# ○個人情報保護に関する法律

令四年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四・五一九法三七）本則二〇条（令和四・五一八まで施行）

注 令組法三七本則五〇条による改正が施行される前の個人情報保護法（昭和三十三年法律）については、前年阪大六法（令和三年）に収録した同法の条に限り、改正前の規定を掲げた。

## 第一章 総則

第一節 目的  
第一條 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに基づき、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めるとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二條 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  
一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等、文書、図画若しくは電磁的記録、電磁的方式、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式であつて、次項第一号において「作成された記録をいう」として、第十八条第二項及び第二十条第一項において「記載された情報」として記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く）をいう。以下同じ。  
二 前号により特定の個人を識別することができるものの他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別符号」といふ。）  
三 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、各自が定め

- めるものをいう。  
一 特定の個々の身体の一部の特徴を電子計算機を用いて提供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの。  
二 個人に提供される業務の利用若しくは個人に販売される商品、商品に販売若しくは提供され、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行者が当該個人と異なるものとなるようにより割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることができ、特定の利用者若しくは購入者が発行を受ける者を識別することのできるもの。  
三 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、性、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定めることとされている個人情報の総称をいう。  
四 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。をいう。  
一 特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。  
二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。  
三 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業用に供している者をいう。ただし、次に掲げるものを除く。  
一 国及び地方公共団体  
二 地方公共団体  
三 独立行政法人等、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成五年法律第五十九号）第一条第一項に規定する独立行政法人等（以下「行政法人」といふ。）  
四 地方独立行政法人（地方独立行政法人（平成五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）  
五 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等構成する個人情報情報、  
⑦ この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の定めを行うこととされている権利を有する個人データであつて、その存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、政令で定めるもの以外のものをいう。  
⑧ この法律において「個人情報」として「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。  
⑨ この法律において「仮加工情報」とは、次の各号に掲げる

- 個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合できない限り特定の個人を識別することができず、  
一 第一項第一号に該当する個人情報（当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること、当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換へることを含む）。  
二 第二項第二号に該当する個人情報（当該個人情報に含まれる個人情報の全部を削除すること、当該個人情報識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換へることを含む）。  
⑩ この法律において「仮加工情報取扱事業者」とは、仮加工個人情報を用いて情報の集合物であつて、特定の仮加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを一体系的に構成したものであるものとして、政令で定めるもの（第三十五條の第一項において「仮加工情報データベース等」といふ。）を事業用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げるものを除く。  
⑪ 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に該当し、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができず、  
一 当該個人情報に加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。  
二 第一項第一号に該当する個人情報（当該個人情報に含まれる個人情報の全部を削除すること、当該個人情報識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換へることを含む）。  
⑫ この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を法律上の権利として、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを一体系的に構成したものを指し、  
一 第三十六條第二項において「匿名加工情報データベース等」といふ。）を事業用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げるものを除く。  
第三條 個人情報の個人的人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われなければならない。  
第四條 国及び地方公共団体の責務等（第四條から六條まで）（略）

## 第二章 個人情報の保護に関する施策等

### 第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七條 政府は、個人情報の保護に関する施策の統一的かつ体系的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」といふ。）を定めなければならない。  
基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向  
二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項  
三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項  
四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項  
五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項  
六 個人情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報取扱団体（以下「認定個人情報取扱団体」といふ。）が講ずべき個人情報の保護に関する基本的な事項  
七 個人情報の取扱に関する情報の円滑な処理に関する事項  
八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に關する重要事項

### 第二節 個人情報の保護に関する施策

- ① 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案に基づいて協議の決意を求めなければならない。  
② 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。  
③ 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
第四條 国及び地方公共団体の協力（第四條から六條まで）（略）

## 第四章 個人情報取扱事業者の義務等

### 第一節 個人情報の取得

第五條 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」といふ。）を定めて、特定しなければならない。  
① 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。  
② 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはならない。  
③ 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者が事業を承継することに伴つて個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前におけ

る個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合できない限り特定の個人を識別することができず、  
一 第一項第一号に該当する個人情報（当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること、当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換へることを含む）。  
二 第二項第二号に該当する個人情報（当該個人情報に含まれる個人情報の全部を削除すること、当該個人情報識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換へることを含む）。  
⑩ この法律において「仮加工情報取扱事業者」とは、仮加工個人情報を用いて情報の集合物であつて、特定の仮加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを一体系的に構成したものを指し、  
一 第三十六條第二項において「匿名加工情報データベース等」といふ。）を事業用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げるものを除く。  
第三條 個人情報の個人的人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われなければならない。  
第四條 国及び地方公共団体の責務等（第四條から六條まで）（略）









有効な改正前規定（個人情報保護の保護に関する法律 四八条～一〇〇条）

二 欠格事項

第八八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑处せられ、その執行を終つた後、又は執行を受けることなく二年以上を経過しない者。

二 第五八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者。

三 その業務を行う役員（法でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同。）のうちに、次にこの法律に該当する者があるもの。

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられた日から二年を経過しない者。

五 第五十八條第二項の規定により認定を取り消された日から二年を経過しない者。

六 前条第一項の規定により認定を受けた者であつて、その取消の日から一年以上を経過しない者。

七 認定の基準

第四十七条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定申請が次の各号のいずれにも適していても認めるときでなければ、その認定をしない。

一 第四十七條第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七條第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことについて同項各号に掲げる業務が公正になおそれないものであること。

四 変更の認定等

第四十九条 第四十七条第一項の認定、同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定、次条第一項及び第五十八條第一項第五号において認定を受けた者、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会

の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会が認めて定める軽微な変更については、この限りでない。前項の変更の認定に係る第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の際に適用する。

五 廃止の届出

第五十条 第四十七條第一項の認定、前条第一項の変更の認定を含む。を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

② 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があつたとき

は、その旨を公示しなければならない。

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることとなつて同意を得た個人情報事業者を対象事業者としなければならない。この場合において、第三十三條第四項の規定に定める措置とつたものもかかわる。対象事業者が同条第一項規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外するものとする。当該対象事業者を認定業務の対象とするときは、当該事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等取扱いに関する事情について解決の申し出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を、その苦情に係る事情調査とともに、当該対象事業者

に対して、その事情の内容を通知してその速やかな解決を求めなければならない。

第五十四条 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決のために必要であつたときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第五十五条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求に応じた手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を聴取するその他の措置を意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に即した指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

第五十六条 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針（個人情報保護委員会に届け出なければならない）を変更したときも、同様とする。

第五十七条 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護公表規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

第五十八条 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守するため必要な指導、勧告その他の措置とならなければならない。

第五十九条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第五十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体としての名称又はそれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五十六条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な助言を、その苦情に係る事情調査とともに、当該対象事業者

に対して、その事情の内容を通知してその速やかな解決を求めなければならない。

第五十七条 認定個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な助言を、その苦情に係る事情調査とともに、当該対象事業者

に対して、その事情の内容を通知してその速やかな解決を求めなければならない。

第五十八条 認定個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第五十九条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十一条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十二条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十三条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十四条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十五条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十六条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十七条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十八条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第六十九条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十一条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十二条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十三条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十四条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十五条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十六条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十七条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十八条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第七十九条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第八十条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第八十一条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第八十二条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第八十三条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第八十四条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第八十五条 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

九十条中「裁判所」とあるのは個人情報保護委員会と読み替へるものとする。

第九十一条 認定個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公送送を受けることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が不明な場合。

二 外国において送達を受けるべき者について、前条において読み替へた場合。

三 前条において読み替へた場合。

四 公送送を証する書状の送付を受けた後六月を経過しても送達を受けるべき者がいないとき。

五 公送送を証する書状の送付を受けた後六月を経過しても送達を受けるべき者がいないとき。

六 公送送を証する書状の送付を受けた後六月を経過しても送達を受けるべき者がいないとき。

七 公送送を証する書状の送付を受けた後六月を経過しても送達を受けるべき者がいないとき。

八 公送送を証する書状の送付を受けた後六月を経過しても送達を受けるべき者がいないとき。

九 公送送を証する書状の送付を受けた後六月を経過しても送達を受けるべき者がいないとき。

第十條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十一條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十二條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十三條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十四條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十五條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十六條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十七條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十八條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第十九條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。

第二十條 個人情報保護委員会は、認定業務を取り消すことができる。



る指導及び助言その他の措置を講ずることを含む」を任務とする。

第一八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い、個人情報取扱事業者が匿名加工個人情報取扱事業者における匿名加工個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者が匿名加工個人情報取扱事業者における個人情報の取扱いに関する監督。
- 三 行政機関における個人情報の保護に関する法律第二十一条に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非別加工情報(同条第十項に規定する行政機関別加工情報)の取扱いを構成するもの(以下「取扱い」とする)に関する監視、個別立行行政法を構成するもの(以下「取扱い」とする)に関する監視、個人情報に関する法律第二条第十項に規定する独立行政法人等非別加工情報(以下「取扱い」とする)の取扱いに関する監視。
- 四 個人情報保護審査会の取扱いに関する事項。
- 五 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
- 六 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 七 前号事務に係る国際協力に関すること。
- 八 前号事務に関するものほか、法律に基き法律に命令を含む九に基き委員会に属させられた事務。

第六十條 委員会は、非常勤及び委員八人をもって組織する。

第六十一條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第六十二條 委員長及び委員は、独立してその職務を行う(職権の独立性)

第六十三條 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

第六十四條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第六十五條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第六十六條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第六十七條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第六十八條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第六十九條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

者、特定個人情報情報が利益される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合自治体、地方公共団体(昭和二十二年法律第六十七号「第一三十三条第三項の連合自治体」と同項に規定する届出をしようのものをいう。)の推薦する者が含まれるものとす。

第六十條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

- ① 委員長及び委員は、再任可能となることがある。
- ② 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任する任命が満了まで引き続きその職務を行なうものとす。
- ③ 委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の国会又は議院の議決又は内閣総理大臣の同意を得なければならないときは、内閣総理大臣は、前条第四項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長及び委員を命ずることができ、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長及び委員を罷免し、次の各号のいずれかに該当する場
- ④ 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意反しして罷免されることがない。
- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上刑に処せられたとき。
- 四 委員会において、心身の故障のため職務を執行することができなくなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長長若しくは委員長の職務に適合しない非行があると認められたとき。

第六十一條 委員長は、委員会の職務を総理し、委員会を代表する(委員長)

第六十二條 委員長は、あらかじめ非常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を選定でき、委員長ならざる(委員長の職務の代理)

第六十三條 委員会の会議は、委員長が招集する。

第六十四條 委員会は、委員長及び委員四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第六十五條 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

第六十六條 第四項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本号を除く委員の一致がなければならない。

委員長の事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第六十七條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

- ① 委員長及び委員は、再任可能となることがある。
- ② 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任する任命が満了まで引き続きその職務を行なうものとす。
- ③ 委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の国会又は議院の議決又は内閣総理大臣の同意を得なければならないときは、内閣総理大臣は、前条第四項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長及び委員を命ずることができ、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長及び委員を罷免し、次の各号のいずれかに該当する場
- ④ 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意反しして罷免されることがない。
- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上刑に処せられたとき。
- 四 委員会において、心身の故障のため職務を執行することができなくなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長長若しくは委員長の職務に適合しない非行があると認められたとき。

第六十八條 委員長は、委員会の職務を総理し、委員会を代表する(委員長)

第六十九條 委員長は、あらかじめ非常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を選定でき、委員長ならざる(委員長の職務の代理)

第七十條 委員会の会議は、委員長が招集する。

第七十一條 委員会は、委員長及び委員四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第七十二條 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

第七十三條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第七十四條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

- ① 委員長及び委員は、再任可能となることがある。
- ② 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任する任命が満了まで引き続きその職務を行なうものとす。
- ③ 委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の国会又は議院の議決又は内閣総理大臣の同意を得なければならないときは、内閣総理大臣は、前条第四項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長及び委員を命ずることができ、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長及び委員を罷免し、次の各号のいずれかに該当する場
- ④ 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意反しして罷免されることがない。
- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上刑に処せられたとき。
- 四 委員会において、心身の故障のため職務を執行することができなくなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長長若しくは委員長の職務に適合しない非行があると認められたとき。

第七十五條 委員長は、委員会の職務を総理し、委員会を代表する(委員長)

第七十六條 委員長は、あらかじめ非常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を選定でき、委員長ならざる(委員長の職務の代理)

第七十七條 委員会の会議は、委員長が招集する。

第七十八條 委員会は、委員長及び委員四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第七十九條 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

第七十條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

第七十一條 委員会は、委員長及び委員として組織する。

- ① 委員長及び委員は、再任可能となることがある。
- ② 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任する任命が満了まで引き続きその職務を行なうものとす。
- ③ 委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の国会又は議院の議決又は内閣総理大臣の同意を得なければならないときは、内閣総理大臣は、前条第四項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長及び委員を命ずることができ、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長及び委員を罷免し、次の各号のいずれかに該当する場
- ④ 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意反しして罷免されることがない。
- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上刑に処せられたとき。
- 四 委員会において、心身の故障のため職務を執行することができなくなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長長若しくは委員長の職務に適合しない非行があると認められたとき。

第七十二條 委員長は、委員会の職務を総理し、委員会を代表する(委員長)

第七十三條 委員長は、あらかじめ非常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を選定でき、委員長ならざる(委員長の職務の代理)

第七十四條 委員会の会議は、委員長が招集する。

第七十五條 委員会は、委員長及び委員四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第七十六條 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

有効な改正前規定（裁判所法）

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき。

④ 委員会は、前項の規定を適用する場合には、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについては、第四項の承認を、同項第三号に該当しないことについては、外務大臣の承認を、それぞれ受けなければならない。

（国際約束の誠実な履行等）

第八〇条の二 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他国際約束の誠実な履行をけることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

国会に対する報告

第七〇条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第七〇条及び第八一条

第七章 罰則

第八一条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による懲役に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八四条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理者）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関し取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八六条 第八十二条及び第八四条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八七条 ① 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

一 第八十三条及び第八四条 一億円以下の罰金刑

二 第八十三条 同条の罰金刑

弁護士法

② 法外でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体

を代表するほか、法人を被告又は被害者とする場合の刑事訴訟に関する法律を適用する。

第八八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第二項、第二十六条の三第二項において準用する第二十五条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○裁判所法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・法科大学の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四四）本則五条、令四四・〇・一（施行）

第六六条 採用 ① 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② 略

○弁護士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則六条（令四四・一・二八）まで（施行）

職務を行い得ない事件

第五五条（柱書略）

六 弁護士法人（第三十条の二第二項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

七 弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

八 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

九 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

十 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

十一 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

十二 弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法律事務所（昭和三十九年法律第六十六号）第一条第三号の二に規定する外国法律事務所をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法律事務所が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したも

十三 改正にり追加

社員の資格

第二〇条の四 ① 略

②（柱書略）

懲戒事由及び懲戒権

第五六条 ① 弁護士及び弁護士法人は、この法律（外国法律事務所）に規定する法律（令和二・五・二九法三三）附則六条（令四四・一・二八）まで（施行）

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

### ○司法試験法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和・一六・六法四四） 本則四條（令和・一〇・一施行）

#### （司法試験の目的等）

##### 第一條①②（略）

③ 司法試験は、第四條第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

#### （司法試験の受験資格等）

##### 第一條①（柱書略）

第四條①（柱書略）  
法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十九條第二項に規定する専攻大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものという）の課程（次項において、法科大学院課程という）を修了した者、その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

#### 二（略）

##### 新②③ 改正により追加

② 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。（改正後の④）

### ○内閣法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三・六・三法八四） 附則三條（令和四・六・三までに施行）

#### 第一六條（国家安全保障局）①（略）

##### 柱書略

一 第一二條第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の国家安全保障（第二十一條第三項において、「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

##### 新① 改正により追加

二（略）  
三 国家安全保障会議設置法第六條の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務（改正後の④）

##### ⑦（略）

### ○内閣府設置法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和・五・一九法三七） 附則六五條（令和四・五・一八までに施行）

#### 任務

##### 第二條①（略）

② 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関との連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

##### ③（略）

### ○地方自治法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・九法三三）附則七条一号（令和四・一一・二八までに施行）

#### 住民訴訟

##### 第四二条の二①①略

⑫ 第一項の規定による訴訟を提起した者若し勝訴（一部勝訴を含む）した場において、弁護士又は弁護士法人報酬を請求すべきときは、当該普通地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

### ○公文書等の管理に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・九法三七）附則五一条一号（令和四・五・一八までに施行）

#### 特定歴史公文書等の保存等

##### 第一条①②略

③ 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生年、生月その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの）他の情報と照合することができるものを、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む（をいう）が記録されている場合には、当該個人情報漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

### ○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・九法三七）附則四三条（令和四・五・一八までに施行）

#### （行政文書の開示義務）

##### 第五条（住書略）

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報）を構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。若しくは行政機関非識別加工情報の用に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができるもの）他の情報と容易に照合することができることとなるものを除く。を除外した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人情報識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報）を構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができるもの）他の情報と容易に照合することができることとなるものを除く。を除外した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人情報識別符号（住書略）

### ○情報公開・個人情報保護審査会設置法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・九法三七）附則六九条（令和四・五・一八までに施行）

#### （設置）

##### 第一条（住書略）

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十三条第一項（平成十五年法律第五十九号）第四十三条第一項改正により削られた）



有効な改正前規定（道路交通法）

書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

⑤ ⑩（略）

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第○四条第三① 第百一条第一項若しくは第四項、第百四条の二の第二項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載し書面を交付して行うものとする。

② ⑨（略）

（仮免許の取消し）

第○六条の二①（略）

② 第百一条の七項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第五項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないとき、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百一条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該認知機能検査を受けないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第○七条①（略）

② 第百四条の二の第二項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

④（略）

③（罰則）（略）

第一三三條の二（行政手続法の適用除外）

第一三三條の二第七十七條第四項の規定による条件の変更及び

新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十條第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七條の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置、同条第一項又は第四項の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第五項（同条第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）、並びに同条第七項又は第八項の二の第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項若しくは同条第九項に於けるものに限る。）、及び第百七条の五第二項若しくは同条第九項において準用する第百九条の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第二項に於けるものに限る。）、については、行政手続法第三章（第十条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

# ○一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和・五・一九法三七) 附則四・五・一八までに施行

## 費用等の請求

第二八二条① 責任及びの訴えを提起した社員が勝訴(一部勝訴を含む)した場合において、当該責任及びの訴えに係る訴訟に關し、必要費用(訴訟費用を除く)を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③(略)

# ○不動産登記法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三・五・一九法三七) 附則四・五・一八までに施行

## 地上権の登記の登記事項

### 第七八条(柱書略)

一(二) 存続期間又は借地借家法(平成三年法律第九十号) 第二十二條前段若しくは第十三条第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成十五年法律第六十一号) 第七條第一項の定めがあるときは、その定め(四・五(略))

## 賃借権の登記等の登記事項

### 第八一条(柱書略)

八(借地借家法第二十二條前段、第二十三條第一項、第三十八條第一項前段若しくは第三十九條第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号) 第五十二條又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがあるときは、その定め)

## 行政機関の保有する個人情報に関する法律の適用除外

第一五五條 登記簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号) 第一條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四章の規定は、適用しない。

# ○遺失物法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三・五・一九法三七) 附則四・五・一八までに施行

## 所有権を取得することができない物件

### 第三五條(柱書略)

一(四) (略)  
五(個人情報データベース等) 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号) 第二條第四項に規定する個人情報データベース等をいうが記録された文書、図画又は電磁的記録(広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く)







有効な改正前規定（特定商取引に関する法律）

ものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡を受けた日からその受領し日後であること、その引渡しを受けた連鎖販売契約の項において同じくから起算して十日を経過したとき、連鎖販売加入者が、締結者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反し若しくはこの規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実の旨を告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの認識をし、又は締結者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第一項の規定に違反したとより困惑し、当該連鎖販売契約の解除を行わなかった場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業者に係る締結者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過して交付した書面においてその連鎖販売契約の解除を行うことができ、この項の規定に違反し若しくはこの規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実の旨を告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの認識をし、又は締結者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第一項の規定に違反したとより困惑し、当該連鎖販売契約の解除を行わなかった場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業者に係る締結者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過して交付した書面においてその連鎖販売契約の解除を行うことができ、この項の規定に違反し若しくはこの規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実の旨を告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの認識をし、又は締結者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第一項の規定に違反したとより困惑し、当該連鎖販売契約の解除を行わなかった場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業者に係る締結者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過して交付した書面においてその連鎖販売契約の解除を行うことができる。

発した時に、その効力を生ずる。

⑧（略）

（定義）

第五十一条 この章並びに第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十一條において、業務提供誘引販売契約」とは、物品の販売、そのあつせんを含む、又は有償で行為の提供（そのあつせんを含む）の事業であつて、その販売の目的物たるものを、第五十八條の二十二項第一号において「商品」といふことを含む、提供される業務を利用する業務（その商品販売若しくはそのあつせん又はそのあつせんを伴ふものに限る）に従事することにより得られる利益を業務提供利益、又はそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを伴ふもの」を伴ふものとする。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む」といふこととする。

② 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類閲覧を求め、又は前項の役務提供者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその購置若しくは抄本への交付を求めることができる。

③（略）

④（略）

（書類の備付け及び閲覧等）

第四十二条 特定継続的役務提供を行う者が、前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章及び第六十六條第五項及び第六十七條第一項第四号において「業務提供誘引販売契約相手方」といふ。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業者（以下「相手方」といふ。）に業務提供誘引販売契約の相手方（以下「相手方」といふ。）の書面を受領した日から起算して二十日を経過し、相手方が業務提供誘引販売業者に係る業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実の旨を告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの認識をし、又は締結者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第一項の規定に違反したとより困惑し、当該連鎖販売契約の解除を行わなかった場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業者に係る締結者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過して交付した書面においてその連鎖販売契約の解除を行うことができる。

第五十二条 この章並びに第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十一條において、業務提供誘引販売契約」とは、物品の販売、そのあつせんを含む、又は有償で行為の提供（そのあつせんを含む）の事業であつて、その販売の目的物たるものを、第五十八條の二十三項第一号において「商品」といふことを含む、提供される業務を利用する業務（その商品販売若しくはそのあつせん又はそのあつせんを伴ふものに限る）に従事することにより得られる利益を業務提供利益、又はそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを伴ふもの」を伴ふものとする。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む」といふこととする。

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十一条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十二条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

第五十三条 この章並びに第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十一條において、業務提供誘引販売契約」とは、物品の販売、そのあつせんを含む、又は有償で行為の提供（そのあつせんを含む）の事業であつて、その販売の目的物たるものを、第五十八條の二十三項第一号において「商品」といふことを含む、提供される業務を利用する業務（その商品販売若しくはそのあつせん又はそのあつせんを伴ふものに限る）に従事することにより得られる利益を業務提供利益、又はそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを伴ふもの」を伴ふものとする。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む」といふこととする。

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十三条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十四条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

第五十四条 この章並びに第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十一條において、業務提供誘引販売契約」とは、物品の販売、そのあつせんを含む、又は有償で行為の提供（そのあつせんを含む）の事業であつて、その販売の目的物たるものを、第五十八條の二十三項第一号において「商品」といふことを含む、提供される業務を利用する業務（その商品販売若しくはそのあつせん又はそのあつせんを伴ふものに限る）に従事することにより得られる利益を業務提供利益、又はそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを伴ふもの」を伴ふものとする。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む」といふこととする。

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十五条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十六条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

第五十五条 この章並びに第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十一條において、業務提供誘引販売契約」とは、物品の販売、そのあつせんを含む、又は有償で行為の提供（そのあつせんを含む）の事業であつて、その販売の目的物たるものを、第五十八條の二十三項第一号において「商品」といふことを含む、提供される業務を利用する業務（その商品販売若しくはそのあつせん又はそのあつせんを伴ふものに限る）に従事することにより得られる利益を業務提供利益、又はそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを伴ふもの」を伴ふものとする。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む」といふこととする。

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十七条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

（業務の禁止等）

第七十八条（改正より追加）

① 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。改正後の③

第五十六条 この章並びに第六十八條、第六十九條、第七十條及び第七十一條において、業務提供誘引販売契約」とは、物品の販売、そのあつせんを含む、又は有償で行為の提供（そのあつせんを含む）の事業であつて、その販売の目的物たるものを、第五十八條の二十三項第一号において「商品」といふことを含む、提供される業務を利用する業務（その商品販売若しくはそのあつせん又はそのあつせんを伴ふものに限る）に従事することにより得られる利益を業務提供利益、又はそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを伴ふもの」を伴ふものとする。以下この章及び第五十八條の二十三項第一号において「提供若しくはそのあつせんを得ることとして相手方を誘引し、そのあつせん負担、その商品の購入若しくはその商品の対価の支払又は取引料の提供を含む」といふこととする。

（業務上の停止等）  
第八十一条の三①（略）  
新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務上の禁止等）  
第八十一条の三②

主務大臣は、購業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の旨を掲げる場合に区分し、当該区分に定める者が当該命令の出となつた事実及び当該事実と関与しての者が有していた責任の程度を考慮して、当該命令の実効性を確保するために、当該命令による訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定めるときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること、当該業務を営む旨を命ずる範囲の業務を担当する役員となることを含む）禁止を命ずることができる。

一 当該購業者が法人である場合、その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該購業者が個人である場合、その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新②（改正により追加）  
公表しなければならない。（改正後の③）

（訪問購入における契約の申込みの撤回等）  
第八十一条の四①

購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みを、又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合において、申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く）におけるその売買契約の相手方（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五十八條の八の書面を受領した日（その日前に第五十八條の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合、申込者等が購入業者が第五十八條の十第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの認識をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合に、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところ

により当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合においては、この限りでない。

② 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

（通信販売に係る差止請求権）  
第八十一条の九

通信販売をする政令の商品もしくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不相当かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該撤回若しくは当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回に関する事項（第十五條の三第一項ただし書に規定する特がある場合には、その内容を含む）について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誘惹せしめるような表示をする行為を現に行ひ、又は行つておそれるときは、その販売業者又は役務提供者若しくは除くは他の当該行為の停止若しくは予防に必要の措置をとることを請求することができる。

一四（改正により追加）  
第八十一条の二六（改正により追加）

○借地借家法

令和四年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五一九法七） 附則五条（令和四・四・一八）まで施行  
（定期借地権）  
（定期賃貸借）  
（改正により追加）  
（定期賃貸借）  
（改正により追加）

○信託法

令和四年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四・二五九法三） 附則〇条（令和四・二・二八）まで施行  
費用又は報酬  
（改正後の①）  
（改正により追加）

（定期賃貸借）  
第三八条①（略）  
新②（改正により追加）

前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間満了によつて当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付し説明しなければならない。（改正後の③）

③ 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。（改正後の⑤）

④（略）  
⑤（改正後の⑥）  
⑥（略）

（取壊し予定の建物の賃貸借）  
第九条①（略）  
③（改正により追加）

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第四十条 第四十條又は前条の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

費用又は報酬の支弁等  
第六十一条 第五十九條第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受託者が勝訴し、一部勝訴を含む）した場合には、必要費用（訴訟費用を除く）を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

## ○戸籍法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三） 附則八条（令四・一・二八まで）に施行
- ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七） 附則一八条（令四・五・一八まで）に施行

## 第〇条の二第三者による戸籍謄本等の交付請求①②（略）

③ 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人を含む）、次項において同じ）、司法書士（司法書士法人を含む）、次項において同じ）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む）、次項において同じ）、税理士（税理士法人を含む）、次項において同じ）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む）、次項において同じ）、弁理士（弁理士法人を含む）、次項において同じ）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができ、この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならぬ（枉書略）

## ④

一 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く）

二 一五（略）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る）についての代理業務、同条第二項

第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る）についての代理業務、同項第一号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く）

## ⑤⑥

（略）

第二九条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○会社法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・外国弁護による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和四・一五・二九法三三) 附則七条(令和四・一・二八で施行)
・労働協同組合法(令和四・一・二二・一七法七八) 附則四(令和四・一・一〇・施行)

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任 第三三条) ④ (略)

⑤ 裁判所は、前項の報告において、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要であると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
⑥ (略)
⑦ (任意略)

⑧ (略)

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、外国公認会計士(公認会計士法 昭和三十三年法律第百三十三号、第十六条第二項に規定する外国公認会計士をいう)を含む。以下同じ。
監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資財産等が不動産である場合)については、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定詳細(以下この号において「甲」)を受けた場合、第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項(当該証明を受けた現物出資財産に係るものに限る。)

⑨ (略)

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの
⑩ (任意略)

第〇七条 ⑧ (略)

四 現物出資財産について定められた第九十九條第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資財産が不動産である場合)については、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定詳細(以下この号において「甲」)を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額

⑨ (任意略)

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの
⑩ (略)

第〇八条 ⑧ (略)

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資財産が不動産である場合)については、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定詳細(以下この号において「甲」)を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額

⑨ (任意略)

⑩ (略)

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの
⑪ (略)

第〇九条 ⑧ (略)

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資財産が不動産である場合)については、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定詳細(以下この号において「甲」)を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額

⑨ (任意略)

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資財産が不動産である場合)については、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定詳細(以下この号において「甲」)を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額

⑩ (略)

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの
⑪ (略)

費用等の請求

第八十五条(五) 責任追及等の訴え提起した株主等が勝訴(二部勝訴を含む)した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に關し、必要な費用(訴訟費用を除く)を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社若しくは、その費用の額の範囲内又はその取崩額の範囲内(相当と認められる額の支払)を請求することができる。
⑫ (略)

⑬ (略)

第九十二条(六) 任意略
一 この節の規定若しくは農業協同組合法(昭和二十一年法律第三十号)、第九十七條の四第五項、金融商品取引法第五十條の第二項及び第六十六條の第四項、公認会計士法第十四條の二十第六項及び第十四條の二十二第四項、消費者生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)、第十六條第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、第六十六條第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、第三十三條第七項(輸出水産物の振興に關する法律(昭和十九年法律百五十四号)第二十二條並びに中小企業団体の組織に關する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第五條の二十三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。)、弁護士法(昭和二十四年法律第百五号)第三十三條第二十八條第六項(同法第四十三條第三項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法(昭和六十一年法律第十六号)第五十條の十三第二項において準用する場合を含む。)、船主相互保険組合法

⑭ (略)

(昭和十五年法律第七十七号)第五十五條第三項、司法書士法(昭和十五年法律第九十七号)第四十五條(第二項)、土地家屋調査士法(昭和十五年法律第二百一十八号)第四十條、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十一條第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第三十三條の二十の第六項、投資信託及び投資法人に關する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十五條第一項(同法第五十九條において準用する場合を含む。)、及び第八十八條の第二項(同法第四十八條の十九の二第六項)(同法第四十九條の十三第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和十六年法律第二百十八号)第八十九條の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五條第五項(同法第十九條の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十九号)第五十五條第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第九十一條の四第四項、技術研究開発法(昭和三十一年法律第十一号)第十八條第八項、農業信託保証法(昭和三十六年法律第七十四号)第六十八條の三及第五項(同法第四十八條第九項第七項において準用する場合を含む。)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二十五條の二十三の第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八條の第五項、銀行法(第四十九條の二)及び第七十七條第三項、資産の流動化に關する法律(平成十年法律第五十五号)第九十三條の第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六條の二、第二項、信託業法(第五十七條第六項)一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(第三十三條)並びに資金決済に關する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二十二條第四項、第六十一條第七項及び第六十三條の二十七項(以下この節において「電子公告規定」と總称する)において準用する第九百五十五條第四項の規定は、この節の規定に基づき命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることなく、自らが二年を経過し、ない者。
二、三(略)

○商業登記法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四・五・一九法三七) 附則七条(令和四・五・一八まで施行)
・行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律の適用除外

④ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

⑤ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

⑥ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

⑦ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

⑧ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

⑨ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

⑩ (略)

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

四 登記簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第二條第五項に規定する保有個人情報をいう)については、同法第四條の規定は、適用しない。

## ○刑事訴訟法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二条（令和四・一・二八までに施行）  
 ・デジタル社会の形を因るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則二〇条（令和四・五・一八までに施行）

## 第五二条の二（情報公開法等の適用除外）①（略）

② 訴訟に関する書類及び押取物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。

## ③ ④（略）

## 第七六条（引された被告人と公訴事実・弁護人選任権の告知）

①（略）  
 ② 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

## ③ ④（略）

## ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二五条三号（令和四・一・二八までに施行）

## （信書の検査）

## 第二七条①（略）

## ②（枉書略）

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己を受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ）との間で発受する信書

## （信書の検査）

## 第三二条①②（略）

## ③（枉書略）

## ④（略）

ハ 自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ）

## 二（略）

# ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和四年四月一日以降効な旧規定  
改正法令  
●育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年第六十九号法律）  
●本則二条（第四）一〇一（施行）

第二十条の法律（第一号に掲げる用語）については、第九号の三並びに第六十條第二十三項及び第六十六條を除くことにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一五（略）
- 第一号（労働者）その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇入する者があっては、その養育する子が一歳六月に達する日まで、その労働契約が満了し、労働契約が更新される場合があつては、更新後のもの、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業をすることができる。この場合、当該労働者の労働契約が更新される場合があつては、更新後のもの、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業をすることができる。
- 第二号（出生の日）前項の出生の日にかかわらず、育児休業を当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで、出生の日以前当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から起算して、出生の日以後に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日までと、当該労働者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までと、当該労働者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までと、当該労働者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までと、当該労働者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。

- 子が一歳に達する日（以下、「一歳到達日」という。）において育児休業をしているものであつては、当該子が一歳六月に達する日まで、その労働契約が満了することからでない者に限り、当該申請をすることができる。
- 一、二（略）
- 三（改正により追加）
- ④ 労働者は、その養育する一歳六月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。
- 一 当該申請に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子が一歳六月に達する日（次及び第六十項において「一歳六月到達日」という。）において育児休業をしている場合
- 二（略）
- 三（改正により追加）
- ⑤ 第一項ただし書の規定は、前項の申請において準用する場合は、前項において、第一項ただし書中「一歳六月」とあるのは、「二歳」と読み替へるものとする。
- ⑥ 第二項、第三項及び第四項の規定による申請（以下「育児休業申請」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする。この期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）と、この規定に準じて定めなければならない。前項の申請に依る子の一歳到達日の翌日、第四項の規定による申請申請に依る子の一歳六月到達日の翌日、それぞれ育児休業開始予定日としなければならない。
- 一、二（改正により追加）
- ⑦ 第一項ただし書、第二項ただし書、第五項及び前項後段の規定は、期間を定めて雇入する者であつて、その締結する労働契約の期間の終了日を育児休業終了予定日、第七條第三項の規定により育児休業を終了し、かつ変更された場合にあっては、変更後育児休業を終了し、かつ変更された日と、その育児休業を定めた日、当該更新後の労働契約の子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初を育児休業開始予定日とする育児休業申請をする場合に、これを適用しない。

### 育児休業があつた場合における事業主の義務等

- 第六條（事業主）労働者は、労働者が出た場合において、当該労働者が出た日の翌日より育児休業を開始した日までの期間において、当該労働者が出た日の翌日より、その締結する労働契約の期間の終了日を育児休業終了予定日、第七條第三項の規定により育児休業を終了し、かつ変更された場合にあっては、変更後育児休業を終了し、かつ変更された日と、その育児休業を定めた日、当該更新後の労働契約の子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初を育児休業開始予定日とする育児休業申請をする場合に、これを適用しない。
- 第七條（労働者の義務）労働者は、労働者が出た場合において、当該労働者が出た日の翌日より育児休業を開始した日までの期間において、当該労働者が出た日の翌日より、その締結する労働契約の期間の終了日を育児休業終了予定日、第七條第三項の規定により育児休業を終了し、かつ変更された場合にあっては、変更後育児休業を終了し、かつ変更された日と、その育児休業を定めた日、当該更新後の労働契約の子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初を育児休業開始予定日とする育児休業申請をする場合に、これを適用しない。

- 第八條（改正により追加）
- 第九條（改正により追加）
- 第十條（改正により追加）
- 第十一條（改正により追加）
- 第十二條（改正により追加）
- 第十三條（改正により追加）
- 第十四條（改正により追加）
- 第十五條（改正により追加）
- 第十六條（改正により追加）
- 第十七條（改正により追加）
- 第十八條（改正により追加）
- 第十九條（改正により追加）
- 第二十條（改正により追加）
- 第二十一條（改正により追加）
- 第二十二條（改正により追加）
- 第二十三條（改正により追加）
- 第二十四條（改正により追加）
- 第二十五條（改正により追加）
- 第二十六條（改正により追加）
- 第二十七條（改正により追加）
- 第二十八條（改正により追加）
- 第二十九條（改正により追加）
- 第三十條（改正により追加）
- 第三十一條（改正により追加）
- 第三十二條（改正により追加）
- 第三十三條（改正により追加）
- 第三十四條（改正により追加）
- 第三十五條（改正により追加）
- 第三十六條（改正により追加）
- 第三十七條（改正により追加）
- 第三十八條（改正により追加）
- 第三十九條（改正により追加）
- 第四十條（改正により追加）
- 第四十一條（改正により追加）
- 第四十二條（改正により追加）
- 第四十三條（改正により追加）
- 第四十四條（改正により追加）
- 第四十五條（改正により追加）
- 第四十六條（改正により追加）
- 第四十七條（改正により追加）
- 第四十八條（改正により追加）
- 第四十九條（改正により追加）
- 第五十條（改正により追加）
- 第五十一條（改正により追加）
- 第五十二條（改正により追加）
- 第五十三條（改正により追加）
- 第五十四條（改正により追加）
- 第五十五條（改正により追加）
- 第五十六條（改正により追加）
- 第五十七條（改正により追加）
- 第五十八條（改正により追加）
- 第五十九條（改正により追加）
- 第六十條（改正により追加）

有効な改正前規定（公益通報者保護法）

一 同法第三十七条第一項及び裁判所職員の臨時措置法（昭和十六年法律第百九十九号）第七号に係る部分に限る。において準用する場合を含む。二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第十号）第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十号）第二第三項の規定によりする請求及当該請求に係る申出又は、それぞれ第五条第一項又は第二項の規定によりする申出及び当該申出によりする育児休業とみなす。改正前の第九条の七

（不利な取扱いの禁止）  
第〇条 事業主は、労働者が育児休業申出を、又は育児休業を完了したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利な取扱いをしてはならない。

（介護休業申出の撤回等）

第（四）条 介護休業開始日とされた日（第十二条第三項の規定に係る介護休業開始日とされた日）において、当該事業主の指定した日（第三項において準用する）又は次条第三項において同じ。の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

（介護休業期間）  
第（五）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（六）条 第十條の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。  
第（七）条 第十條の規定は、第十六條の二第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。  
（準用）  
第（八）条 第十條の規定は、第十六條の五第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

第（六）条の八 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（七）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（八）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（九）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十一）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十二）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十三）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十四）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十五）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十六）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第（十七）条 ①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

○公益通報者保護法

令和四年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覧  
公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和四・二・一五）  
法五）本則（令和四・六・一まで施行）  
第（一）章 第一章 改正により追加

（目的）  
第（二）条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定め、並びに事業者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）  
第（三）条 ① この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労働提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労働提供先の事業者に従事する場合における役員、従業員、代理人の他の者）について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労働提供先若しくは当該労働提供先があらかじめ定めた者（以下「労働提供先等」という。）に当該通報対象事実について処分（命、取消しその他の公的力の行使に当たらない行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告その他の処分（当該労働提供先等）に当該通報対象事実を通報することかその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であること認められる者）による被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該労働提供先の競争上の地位若しくは正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

第（四）条 ① 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）  
② 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣法の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第四条において「労働者派遣法」という。）第（二）号に規定する派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号において「労働者派遣」という。）



に規定する労働者派遣をいう。第五第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者。

三、前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者。

四、この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者を用いる。

③ この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

④ 個人生命又は身体保護、消費財の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる不法行為として別表に掲げるもの（これら法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実。

**第二章 改正により追加**

**第六十一条 改正により追加**

**（解雇の無効）**

第六十一条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第二項第一号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる場合、当該労働者提供先等に対する公益通報。

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる相当の理由がある場合、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報。

イ一ニ（改正により追加）

三 桂書略。

イ一ロ（略）

新八（改正により追加）

ハ 労働提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合（改正後の二）

ニ 書面、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から十日を経過して、当該通報対象事実について、当該労働者提供先等から調査を行う旨の通知がない場合は、当該労働者提供先等が正当な理由がなくて調査を行なう場合（改正後ホ）

ホ 個人の生命又は身体に害が発生し、又は発生する迫り危険があることを示すに足る相当の理由がある場合（改正後のカ）

**（労働者派遣契約の解除の無効）**

**有効な改正前規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）**

（労働者派遣契約の解除の無効）

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）

第四十条 第二号第一号に掲げる事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条号に定める公益通報をしたことを理由として前条第二号に掲げる事業者が行った労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

**（不利益取扱いの禁止）**

第五十条 第一号に規定するもののほか、第二号第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第二号各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

② 前号に規定するもののほか、第二号第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第二号第三号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他の不利益な取扱いをしてはならない。

**（解雇規定）**

第六十条 第一号の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることと禁止する他の法令（法律及び法律に基づく命令を含む。）の第十条第一項において同じ。）の規定の適用を妨げるものではない。

②（略）

③ 前項第一項の規定は、労働契約法第十四条及び第十五条の規定の適用を妨げるものではない。

④（改正により追加）

改正後の第八条

第七十条（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七十条 第三号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する職その他不利益な取扱いの禁止については、第三号から第五号までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二号第一号に掲げる事業者は、第三

各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用し得なければならない。改正後の第九条

（他人の正当な利益等の尊重）

第八十条 第三号各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公衆の利益を害することのないよう努めなければならない。改正後の第二十条

**（是正措置等の通知）**

第九十条 書面により公益通報者から第三号第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止をその是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実が生じ、又は生じようとしているとき、通知するよう努めなければならない。改正により前号に準じた。

**（行政機関がとるべき措置）**

第十〇条 公益通報者から第三号第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると考えられるときは、法令に基づき措置その他適当な措置をとらなければならない。

新二（改正により追加）

② 前項の公益通報が第二号第一項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の定めるところによる。（改正後の③）

改正後の第三号

第一章（略）改正後の第一四二条

第二章 第二五条 第二〇条 改正により追加

第五章 第二二条 第二三条 改正により追加

別表（第三号関係）

一七（略）

八 前号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体保護、消費財の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの。

**○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律**

**改正法令一覧**

令和四年四月一日以降有効な旧規定

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和四・三・六九法五八）附則二条（令和四・一〇・一施行）

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例

第四七条の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に当たっては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和四・三・六九法五八）の四及び第十八条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の三、第十八条の二、第二十條の二、第二十一条第二項、第二十二條の二、第二十五条及び第二十五条の二第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十五条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

令和四年四月一日以降有効な旧規定

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和四・三・六九法五八）附則二条（令和四・一〇・一施行）

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例

第四七条の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に当たっては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和四・三・六九法五八）の四及び第十八条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の三、第十八条の二、第二十條の二、第二十一条第二項、第二十二條の二、第二十五条及び第二十五条の二第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十五条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

# ○金融商品取引法

有効な改正前規定（金融商品取引法 商標法 著作権法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るため、銀行法等の一部を改正する法律（令和・五・二六法四六）  
本則三條（令四四・五・二五まで）に施行

## （書面による解除）

第二七條の六① 金融商品取引業者等と金融商品取引業者が金融商品取引契約の内容その他の事項を勘案し、法令で定めるものに限る。を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三七條の四第三項の書面を受領した日から起算し、政令で定める日数を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。  
② 前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。  
③ ⑤（略）

# ○商標法

商標法 著作権法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

特許法等の一部を改正する法律（令三三・五・二二法四二）  
本則四條（令四四・二・二〇まで）に施行

## 第二條（定義等）

略  
⑦（改正により追加）

# ○著作権法

著作権法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法七七）附則二條第十号（令四四・五一八まで）に施行  
著作権法の一部を改正する法律（令三三・六・二五法五）本則一條（令四四・六・二まで）に施行

## （著作物の発行）

第三條① 著作物は、その性質に応じ、公衆の要求を満たすことができる相程度の複製の複製物が、第二十一條に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十條第一項の規定により利用の許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四條の二及び第六十三條を除き、以てこの章及び次章において同じ）を得た者若しくは第三十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第六十條第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七條第三項ただし及び第三十七條の二ただし書において同じ）を得た者によつて作成され、頒布され、送信（第十八條第二十六條の第二項又は第六十六條の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。  
②③（略）

## （著作物の公表）

第四條① 著作物は、発行され、又は第二十二條から第二十五條までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう）を得た者若しくは第三十九條の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第六十條第三項の規定による複製の許諾をいう。次項、第三十七條第三項ただし及び第三十七條の二ただし書において同じ）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合、建築の著作物にあつては、第二十一條に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三條第一項の規定による利用の許諾をいう）を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。  
②⑤（略）

## （図書館等における複製等）

第三十一條① 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」とい

う。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分を発行後相期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部、第二項において同じ。の複製物を一人につき一部提供する場合  
二、三（略）

② 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失相損若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ）を用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法若しくは認識することができるが、電子的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

③ 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて記録に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等において、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

④ 改正により追加

## （営利を目的としない上演等）

第八條① 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの義をもとせず）を問わず、著作物の提供又は提示につきける対価をいふ。以下この条において同じ。を受け、場合によっては、公に上演、演奏、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述については、演劇又は口述を行う者に対し報酬が払われる場合は、この限りでない。  
②⑤（略）

## （翻訳、翻案等による利用）

第四七條の六①（症書略）  
二、第三十一條第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二條、第三十六條第一項、第三十七條第二項若しくは第三項

